

熊本市スポーツ振興基金事業運営に関する内規

第1章 顕彰

(要件)

第1条 熊本市スポーツ振興基金実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する顕彰の対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当しなければならない。

- (1) 市内に居住又は通学・通勤の高校生以上の個人
- (2) 市内の高校、大学、事業所に籍を置く団体
- (3) その他本市の出身等、本市と縁が深いと認められる者で、市長が特に必要と認めた者

(大会基準)

第2条 実施要綱第3条に規定する全国規模以上の大会は、次のとおりとする。

- (1) 国際大会
オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス（以下「オリ・パラ等」という。）
- (2) オリ・パラ等を除く国際大会
世界選手権大会（ワールドカップ）、アジア大会、ユニバーシアード、その他これに準じた大会
- (3) 全国大会
日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、国民スポーツ大会、全国身体障害者スポーツ大会、その他これに準じた大会

(顕彰の候補者)

第3条 熊本市スポーツ協会及び同協会加盟団体、その他熊本市に組織を有する競技団体等の長は、顕彰の候補者（以下「候補者」という。）を市長に推薦することができる。

また、市長は、必要に応じて関係団体の長へ候補者の推薦を依頼することができる。

(副賞)

第4条 実施要綱第3条第5項に定める副賞は次の金額を限度とした金品とする。但し、市長が特に必要と認めるときは、これを増額することができる。

- (1) 個人 30万円
- (2) 団体 50万円

(諮問)

第4条の2 市長は、顕彰の対象者（以下「対象者」という。）及び副賞の額を決定しようとするときは、その内容について熊本市スポーツ振興基金運営協議会（以下「協議会」という。）に諮問するものとする。

—

(対象者等の決定)

第5条 対象者及び副賞の内容については、協議会の答申を参酌の上、市長が決定する。

(顕彰の時期)

第6条 顕彰は、毎年3月に、前年1月から12月までの成績に対して行う。但し、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第2章 大会出場激励

(趣 旨)

第7条 実施要綱第4条に規定する激励金は、著名な全国規模以上の大会に出場し、本市のイメージアップに貢献することが特に期待されている個人又は団体に、その活躍を祈念して激励することを目的として交付するもので、類似する大会出場補助金とはその趣旨を異にする。

(国際大会の要件)

第8条 国際大会出場激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当しなければならない。

- (1) 市内に居住、通学又は通勤する小学生以上の個人
- (2) 市内の小学校、中学校、高校、大学又は事業所に籍を置く団体

(全国大会の要件)

第9条 全国大会出場激励金の交付対象者は、学校教育活動外のスポーツ大会に出場する者で、次の各号のいずれかの要件に該当しなければならない。

- (1) 市内に居住する小学校就学の始期から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある個人又はその団体
- (2) 市内の小学校、中学校、高校に通学する個人またはその団体

(激励金の交付)

第10条 激励金の交付については、次のとおりとする。

- (1) 激励金の交付対象となる大会及び大会激励金の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- (2) 激励金の交付対象者は大会に出場する選手であること。団体での申請の場合には、出場申込書に記載されている者。
- (3) 原則3人以上で、大会に出場する場合は、代表者が申請を行うこと。
- (4) 同一個人又は団体に対する全国大会出場激励金の交付は、同一年度内1回までとする。但し、国際大会出場激励金はこれに該当しない。
- (5) 激励金を受けようとする者は、大会出場前に申請書に添えて開催要項、出場者名簿及び出場することを証する書面を市長に提出しなければならない。
- (6) 類似する大会出場激励金・補助金を受け、出場する個人又は団体に対しては、交付しない。
- (7) 申請者は、大会が終了したときは速やかに大会の実績を記載した書類又はその写しを市長に提出しなければならない。
- (8) 激励金は、前号の実績報告の提出後に交付する。

(交付の決定)

第11条 市長は、激励金の受給者交付を決定しようとするときは、必要に応じて協議会に諮問し、その答申を参酌の上行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、次の各号に該当すると認めたときは、激励金の交付の決定を取り消し、この全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この内規に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手続きにより、激励金の交付を受けたとき。

第 3 章 大会招致及び開催支援

(趣 旨)

第 13 条 国際又は全日本クラスのスポーツ競技大会を招致し、市民にそのハイレベルの力と技に触れる機会を提供することにより、スポーツの感動を与え、もって本市スポーツ振興に資する様な優れた大会の招致及び開催の支援を行うことを目的とする。

(要 件)

第 14 条 支援をうけるためには、次の各号の要件全てに該当しなければならない。

- (1) 文部科学省、(公財)日本スポーツ協会又は同協会加盟の社会体育団体が行う招致活動及び大会であること。但し、市長が特に認めるときはこの限りではない。
- (2) 本市内で行われる大会であること。
- (3) 九州規模以上の大会であること。
- (4) 一般客の自由な観戦ができること。(入場料徴収の有無は問わない。)

(支援経費)

第 15 条 支援の対象となるのは、招致活動経費としての旅費及び需用費並びに大会の運営直接経費とし、その一部を支援するもの。

(支援申請)

第 16 条 支援を希望する者は事業計画書ほか、必要に応じた資料を申請書とともに市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第 17 条 市長は、支援の可否及び金額を決定しようとするときは、必要に応じて協議会に諮問し、その答申を参酌の上行うものとし、結果について申請者あてに文書で通知する。

(実績報告)

第 18 条 支援を受けた者は、単一年度事業に関しては事業終了後、複数年に跨がる事業の場合は各年度末に速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(支援決定の取消し等)

第 19 条 市長は、次の各号に該当すると認めたときは、支援金の交付の決定を取り消し、この全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この内規に違反したとき。
- (2) 支援金の使途に不正があったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手続きにより、支援金の交付を受けたとき。

第 4 章 スポーツの普及及び啓発

(趣 旨)

第 20 条 実施要綱第 6 条に規定するスポーツの普及及び啓発事業とは、広く市民へ新たなスポーツの提供・普及を行い、市民のスポーツに対する関心を高める様な顕著な活動を行う個人又は団体に対して、その活動への支援を行うことを目的とする。

(要 件)

第 21 条 支援を受けることができるのは、熊本市内にその活動の拠点を置き、市民へ普及及び啓発活動を行う個人又は団体とする。

(支援申請)

第 22 条 支援を希望する者は事業実績書及び計画書のほか、必要に応じた資料を申請書とともに市長に提出しなければならない。

(支援額)

第 23 条 支援する額は、次の金額を限度とする。但し、市長が特に必要と認めるときは、増額することができる。

- (1) 個人 30 万円
- (2) 団体 50 万円

(支援の決定)

第 24 条 市長は、支援の可否及び金額を決定しようとするときは、必要に応じて協議会に諮問し、その答申を参酌の上行うものとし、結果について申請者あてに文書で通知する。

(事業報告)

第 25 条 支援を受けた者は、その支援金の使途等を明記した事業報告書等を市長の求めにより提出しなければならない。

(支援決定の取消し等)

第 26 条 市長は、次の各号に該当すると認めたときは、支援金の交付の決定を取り消し、この全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この内規に違反したとき。
- (2) 支援金の使途に不正があったとき。
- (3) 虚偽その他不正なる手続きにより、支援金の交付を受けたとき。

第 5 章 スポーツ用具及び施設の整備

(趣 旨)

第 27 条 実施要綱第 7 条に規定するスポーツ用具及び施設の整備事業とは、広く市民が利用するスポーツ用具と備品の購入及び修理を行い、利便性の向上を図るとともに、緊急的な施設の修繕を行い、スポーツをする環境を整えるものとする。

(要 件)

第 28 条 購入や修理の対象となるスポーツ用具や備品は、本市が無料で貸し出ししているものとする。また、施設の修繕に関しては、緊急的に修繕を行わなければ市民の安全性が脅かされるものなど市民サービスの低下につながると限定されるもので、200 万円を上限とする。

(決 定)

第 29 条 施設修繕を行う場合は市長が可否及び金額を決定し、協議会に報告を行う。

第6章 雑 則

(適用除外)

第30条 次の各号のいずれかに該当する事業については、基金の対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有する事業

(その他)

第31条 市長は、スポーツ振興に必要と認めたときは、基金の対象事業とすることができる。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

この内規は、平成13年7月1日から施行する。

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年(2019年)12月16日から施行する。

この内規は、令和3年(2021年)10月1日から施行する。

この内規は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

(別表 1)

別表 1

激励金交付対象表(第10条関係)

国 際 大 会	主催者	交付対象大会	金額
	国際オリンピック委員会 国際パラリンピック委員会 国際ろう者スポーツ委員会 国際大学スポーツ連盟 アジアオリンピック評議会 スペシャルオリンピックス国際本部 その他 これに準じる団体	オリンピック パラリンピック デフリンピック スペシャルオリンピックス	100,000円
		世界選手権大会 ユニバーシアード アジア大会 その他 これに準じる大会	世界規模 50,000円
			アジア規模 30,000円 ※日本国内で開催の場合は 10,000円
全 国 大 会	主催者または主管	交付対象大会	金額
	日本スポーツ協会加盟団体 (準加盟は除く) 日本高等学校野球連盟 公益財団法人日本野球連盟に加盟 する加盟全国団体(6団体)	学校教育活動外の大会で予選を経たス ポーツ競技に関する大会又は、予選大会 で優秀な成績を収めた団体・個人で各競 技協会(連盟)等の推薦するもの。 予選を経たスポーツ競技に関する大会 又は、予選大会で優秀な成績を収めた団 体・個人で各競技協会(連盟)等の推薦 するもの。 ※インターハイ、国民体育大会を除く	個人：1名につき5,000円 団体：出場者数×5,000円 (上限50,000円) ※開催地が九州内の場合は、 2分の1の金額